当事者目線条例の実践について

~一人ひとりのいのちが輝く共生社会の実現に向けて~





令和5年3月 神奈川県障害サービス課

新 かながわ地域生活移行推進人材養成事業



1

事業のねらい

【その人が希望する場所で希望する暮らしを実現するために】

- ○入所施設の利用者の支援が、施設への入所や、そこで生活すること がゴールになっていないか?
- ○個別支援計画作成の際、地域の資源を活用する視点をどう持つか?
- ○入所施設の地域生活移行の取組が報酬上評価されていないが、担当 者を位置づけ、何らかのインセンティブを設けられないか?
- ○人材確保が困難な状況の中、魅力のある仕事としてケアワーカーの キャリアパスを描けないか?

2

地域生活移行ワーカーの配置

- 県所管域の各入所施設(障害児入所施設は除く)に地域生活移行ワーカーを配置し、配置加算(県立施設を除く)を設け、地域移行のさらなる促進を図る。
- 地域生活移行ワーカーは所定の要件を満たす必要がある。
 県が実施する研修の受講+自立支援協議会など、地域課題を把握しているネットワークへの参加や、自ら構築していることを確認の上、「地域生活移行スペシャリスト」として認定証を交付。
- 県が実施する研修の受講要件
 - ①入所施設職員として5年以上の経験があること。
 - ②国家資格(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士)を有していること。
 - ③サビ管・児発管の実践研修、もしくは相談支援従事者初任者研修 を受講済みであること。

3

圏域ワーカーの設置

- 各スペシャリストの中から、圏域に一人「地域生活移行エキスパート」業務を委託。業務内容は、
 - ①各施設に配置されたスペシャリストのとりまとめ。
 - ②圏域内の地域移行希望者の把握、移行先の開拓、基幹相談等の圏域の関係機関との連携、移行先となるGHへエキスパートの関与を条件とした補助金の案内・受入れの助言等により、地域生活移行の促進に必要な活動を行う。
 - ※(活動目標 圏域の地域生活移行者5人/年)
- エキスパートの要件
 - スペシャリストであること、かつ、スペシャリストの養成に係る研修にファシリテーターや講師として3年間活動の実績があること。
 - ※R5~の3年間は活動実績を猶予し、県が指名し認定証を交付する。

さらに

スペシャリスト、エキスパート専用の県単補助金

- ①エキスパートの働きかけに応じ、連携の上、人員の加配により、 重度障がい者(強行、医ケア、重心)を受け入れたGHに対し 補助(最長1年間)。
 - ※GHは、申請時、申請書にエキスパートの署名が必要
- ②スペシャリスト、エキスパートが自施設の入居者について地域 生活移行を検討する際に地域での様々な経験を重ねる活動に必 要な、交通費を対象に、交通費の一部を補助。
 - ※入所施設は、申請時、申請書にスペシャリストの署名が必要

5